

「千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部衛生指導課  
生活衛生推進班

1 パブリックコメント実施期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月22日（水）まで

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（11件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No.	御意見の概要	県の考え方
	「V 宿泊者名簿」の内容について	
1	4の文中で規定される「宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと」とあるが、その手段として（1）と（2）の2つの方法が選択的に示されている。（1）については、「宿泊者の顔及び旅券等が画像により鮮明に確認できること。」としている。この場合、旅券等については、当然顔写真入りの文書等が想定されるが、具体的な例示はない。「旅券等」の「等」で想定される文書を一定程度例示すべきではないか。また、「千葉県旅館業衛生等管理指導指針」は、日本人宿泊者についても射程に入っていると思われるが、日本人宿泊者が国内旅行する際、旅券を持参していることは通常、想定できない点も踏まえれば、猶更例示が必要と考える。	（1）は、本人確認を行う上で、対面と同等の手段とみなすことができるICTの要件として、機器の画面上に映し出される「宿泊者の顔及び旅券」等の画像が鮮明であることを求める規定となります。
2	5の文中で規定される「旅券の写し」とは、旅券のどのページを指すものか。顔写真の掲載されているページのみでよいのか。表表紙も必要か。一般的に旅券の有効期限は、顔写真の掲載されている頁に記載されているが、必ずしもそうではない場合もある。その場合、顔写真の掲載されているページに加え	御指摘の内容について、旅館業法施行規則第4条の2第3項第1号で「宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号」とあるとおり、国籍及び旅券番号が記載されているページを指すものとなります。

	<p>て、旅券の有効期限が掲載されているページも必要か。日本国査証のシールが貼られているページも必要か。上陸許可証印というシールが貼られているページも必要か。</p>	
3	<p>5の文中で規定される「旅券の写し」の保存方法が不明である。電子データでの保存も可能か。紙に出力して保存することが必要か。この点明瞭にすべきと考える。</p>	<p>旅券の写しの保存方法については、電子データ、紙媒体のいずれであっても差し支えありません。</p>
4	<p>千葉県旅館業衛生等管理指導指針の目的は、「旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱いについて、旅館業者等に対して必要な行政指導を行うこと」である。外国人旅行者について、国籍国や滞在国に滞在中、これらの国において一定の感染症が発生、蔓延し、直後、日本に上陸するような場合が想定されえる（日本人旅行者についても同様のことが言える）。出入国管理のレベルで、こうした国からの入国者について、出入国関係官署による入国拒否が取られるまで、一定のタイムラグが生じることが想定されえる。このタイムラグが生じている間に、上述のような外国人旅行者につき本邦への上陸が許可された場合、今回のパブコメ対象となっている『管理指導指針』をもとに自治体として独自に対応は取れないものか（宿泊拒否までとはいかないまでも、宿泊申込時に本邦上陸前の滞在国履歴について質問し、これを収集し、関係機関とタイムリーに情報共有することなど。旅行者からの拒否感が強いのであれば、質問への回答は任意としてもよい。ただし、一定時には質問を義務に切り替えらえるようにも規定上は準備しておくべき。）。また、千葉県は有数の農</p>	<p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>

	<p>業県であることから、外国人旅行者の入国時の検疫と重複するとしても、入国時同様の質問を行い、関係情報収集に務め、検疫等との情報連携を図り、家畜の伝染性疾病の病原体が日本において拡散することを防ぐ、あるいは最小限にとどめるための措置を速やかに講じられるようにすべきではないかと考える。</p>	
5	<p>5の文中、唐突に「日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、」とあるが、これは、宿泊施設として、まずもって宿泊希望者に対して、日本人か外国人かの確認を要すると解してよいか。また、その手法は、それぞれの施設が定める方法に従えばよいか。施設側としては、宿泊希望者の自己申告に基づいて手続を進めるのが簡易であるが、日本人であることが何らかの文書で証明されれば、外国人ではないと理解してよいか。日本人か外国人かは、外見等で判断するという事は困難である。『管理指導指針』という性格上、「外国人宿泊者」か否かの判断方法について、詳細かつ明確な方法を記載にしたほうがよいかと思われる（そのほうが営業者にとって都合がよい）</p>	<p>御指摘の内容について、旅館業法施行規則第4条の2第3項の規定により、宿泊者名簿の記載（宿泊施設へのチェックインの際に予約時の入力内容を確認すること等を含む）によって宿泊者の氏名、住所及び連絡先等を把握することが義務付けられています。その際、日本国内に住所を有しない外国人については、その国籍及び旅券番号を併せて把握する流れとなります。</p>
6	<p>5の文中に「旅券の呈示」とあるが、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）では、旅券を旅券保有名義者以外に示す行為を表現する場合、一貫して「提示」という用語が使用されている。また、平成22年11月30日付けで内閣法制局長官名で発信された『法令における漢字使用等について』では、「呈示（用いない。「提示」を用いる。）」としている。厚生労働省の案内では、現状も引き続き「呈示」の用語を用いているという事情が</p>	<p>厚生労働省が「呈示」の用語を用いて案内等を行っていることから、混乱を招かないよう、本指針でも呈示という用語を用いています。</p>

	ある。引き続き「呈示」の用語を用いるのであれば、「提示」と「呈示」の違いについて、簡素な説明を加えるべき。	
7	<p>5の文中に記載のある「旅券」は、有効な旅券である旨記すべきではないか。呈示する旅券は、失効したものでもよいのか。本邦に上陸しているということは、少なくとも近日前までは、旅券が有効であったことが思料されるが、入国・上陸後、これが失効することは十分に想定される。また、査証（ビザ）なしで上陸できる外国人の場合、上陸時、90日の在留期間を付与される場合などは、本邦在留中に旅券が失効することも十分想定されうる。「外国人旅行者」の宿泊申込時、まず、有効な旅券の呈示を求め、これを保持していない場合には、上陸時に使用した失効済み旅券の呈示を求める旨記載すべきであろう。失効済み旅券についても、例えば、本邦滞在中に旅券更新手続き中等のため、旅券原本を本邦にある外国の領事館等に一時的に送付している場合も想定されうる。そういった場合には、宿泊施設としてはどう対応すべきか。旅券更新手続き中であることがわかる書面等を提示してもらい等の対応が必要であろう。こうした一連の確認方法について『管理指導指針』に記載しておけば、旅券不保持の「外国人旅行者」への対応に窮する事業者（営業者）が、事業を所管する県庁の担当部署へ問い合わせの連絡を入れることは明らかに減るであろうし、そうなれば行政運営上好ましいといえるのではないか。</p>	<p>基本的には、有効期間内の「旅券」が呈示されるものと解しますが、万が一、有効期間を超過している場合には、個別事案ごとに更新手続きの状況等を確認の上、判断するものと解します。御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>
8	6の文中で「営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求	<p>貴重な御意見として参考といたします。</p>

	<p>め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。」と規定されているが、「外国人旅行者」が旅券不保持について正当な理由が存するにもかかわらず、営業者の誤解等から、旅券の呈示が「拒否」されたととらえ、警察が出動する事態になるのは、営業者にも宿泊希望の外国人旅行者にも好ましくない。そもそも、所轄の警察において、こうした旅券不保持についての外国人旅行者の事情を理解できるかどうかもわからない。所轄の警察で同事情を理解できず、県警本部の外事課等に問い合わせる事態になることも十分想定される。こうした事態に至れば、関係当事者すべてにとって時間・労力の損失である。</p>	
9	<p>旅券の扱いについては、『管理指導指針』に記載するのみでは営業者も理解が難しいなら、インバウンド旅行客の増加も踏まえ、営業者向けにオンラインで簡単な講習を実施するのもよいかと思われる。</p>	<p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>
10	<p>改正旅館業法の下、宿泊拒否の場合、法令上の理由等を「書面又は電磁的記録に宿泊を拒んだ理由やその日時、拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、同項第3号による宿泊拒否の場合は宿泊を拒むまでの経過の概要等を記載し、当該書面又は電磁的記録を作成した日から3年間保存する必要」がある。旅券に対する理解不足で宿泊拒否に至った場合、こうした書面が作成されることになるが、裁判の証拠としてこうした書面が採用され、宿泊拒否の当否が争われることも想定しなければならないと考える。営業者は、裁</p>	<p>御指摘の点について、取扱いに留意の上、対応してまいります。</p>

	判において、県の『管理指導指針』に従って対応したのであり、自らには非はないと主張するであろう。	
11	日本国内に住所を有しない日本人も存在する。同日本人については、5の「外国人」を「日本人」と読み替えるのでよろしいか。「外国人旅行者」については、二重国籍者の場合も想定されるが、保有していれば、入国・上陸時に出入国関係官署に「提示」した旅券のほか、発行済みの他国分の旅券の呈示が必要か。	「日本国内に住所を有しない日本人も存在する」との御指摘の部分については、個別事案ごとの判断になりますが、適宜営業者等と連携し対応してまいります。 また、二重国籍者の場合には、いずれかの旅券の呈示があれば差し支えないものと解します。